

オランダ税関による日 EU・EPA ガイダンス
(2019 年 7 月版) (仮訳)

2019 年 10 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

本資料は、オランダでの輸入における日 EU・EPA 運用を目的としてオランダ税関が作成したガイダンスを、ジェトロが日本企業の日 EU・EPA 活用の参考用に日本語に仮訳したものです。翻訳であるため、記載内容の補足や解釈をジェトロで加えることはできませんので、参考資料としてご利用ください。

実際のオランダでの日 EU・EPA 運用に関するご不明な点は、ガイダンスの原点をご参照いただくと共に、オランダ税関窓口に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしも オランダ税関の正式な見解を反映するものではありません。仮訳について、オランダ税関はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the publication of Dutch Customs Authority. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of Dutch Customs Authority. The Authority is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/themaoverstijgend/brochures_en_publicaties/mededeling-8

<https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/nl/home/home>, © Belastingdienst, 2019

コミュニケーション 欧州連合と日本との間の経済連携協定（日 EU・EPA）¹

1. 序文

2018年12月27日付 EU 官報 L 330 号において、欧州連合（EU）と日本との間の経済連携協定「日 EU 経済連携協定」（以下、日 EU・EPA と記す）が公布された。

日 EU・EPA は、2019年2月1日に発効した（2019年1月11日付 EU 官報 L 9 号）。

相互の物品の移動において、日 EU・EPA は約 10 億ユーロ相当の輸入関税の撤廃につながる。欧州の農産物生産者にとって、1 億 2,700 万人の消費者を持つ日本市場はより参入しやすいものになり、また他の多くの分野の産品における輸出も増加が見込まれる。

この通達は、相互の物品の移動において、一関税割当の範囲内であるか否かにかかわらず一輸入関税が削減または撤廃される、日本または EU からの特惠原産性を持つ産品と見なされるための要件を記したものである。

こうした要件は、日 EU・EPA の第三章「原産地規則および原産地手続」に記載されている。第三章の内容は、いくつかの要素において、EU が締結した他の自由貿易協定の原産地議定書の規定とは相違が見られる。以下は、第三章の主要な条項の説明である。特に記載がなければ、引用されている条項は日 EU・EPA の第三章からのものである。

2. 原産地規則

産品を EU 原産または日本原産として認定するためには、それが完全に得られたもの、または十分な作業または加工が施されたものでなければならない。

完全に得られたもの

第三・二条に基づき、産品が第三・三条に整合する日本または EU において完全に得られたものである場合、当該産品は EU または日本原産であると見なされる。第三・三条で、完全に得られたものと見なされる産品の一覧が確認できる。

¹ オランダ税関は、自由貿易協定や一般特惠関税制度（GSP）などの運用に関するガイダンスを「コミュニケーション」として通し番号を付けて発行しており、原文では” Mededeling nr. 8 (Communication No.8) ”と記載されている。たとえば、日 EU・EPA に先駆けて 2017 年に暫定適用を開始した EU・カナダ包括的経済貿易協定（CETA）のガイダンスは「コミュニケーション 6」として発行されている。仮訳では、通し番号の 8 をすべて省略し「8.1」「8.2」を「1.」「2.」等と表記する。

完全に得られた材料のみから生産された製品も、完全に得られたものと見なされる。材料の定義は、第三・一条に規定されている。

十分な作業または加工

非原産材料から生産された非完全生産品が原産品と見なされるのは、それが日本または EU において本協定で定められた要件に基づく十分な作業または加工が施されている場合である。この目的のため、第三・二条は日 EU・EPA 附属書三-B を参照している。日 EU・EPA の附属書三-B では、品目毎に、最終製品に原産性を付与するために非原産材料が経るべき要件（品目別原産地規則、またはいわゆるリスト・ルール）が確認できる。非原産材料から生産され、品目別原産地規則により原産品と見なされる製品は、他の製品の生産において制約なく使用することができる。その際それらの非原産材料を再度考慮する必要はない。

3. 十分な変更とはみなされない作業又は加工

第三・四条は、産品に原産性を付与するため、単独またはその組み合わせのみでは不十分と見なされる工程を挙げている。微細な違いを除き、このリストは、EU が他国と締結した自由貿易協定における最小限または不十分な加工（訳注：ミニマルオペレーション）に相当する。

4. 許容ルール²

日 EU・EPA 附属書三-B の要件を満たさない非原産材料であっても、協定第三・六条で規定された要件が満たされている場合は産品の生産に使用することができる。これには以下が含まれる。

- ・ 統一システム (HS) の第 1 類から第 49 類および第 64 類から第 97 類の品目については、最終製品の工場渡し価額または FOB 価額に占める割合が 10% 以下であること。
- ・ 当該産品について附属書三-B の品目別原産地規則により定められた割合を超過しないこと。

許容ルールは、第三・三条が規定する完全に得られた産品には適用されない。しかし、生産（に用いられる）場合において、日 EU・EPA 附属書三-B の品目別原産地規則で当該産品

² デミニミス・デミニマスとも呼ばれる。

が完全に得られるものでなければならぬと定められているときは、許容ルールが適用される。一般的な許容ルールは、HS の第 50 類から第 63 類の繊維および繊維製品は対象外である。これらの製品には、別のルールが許容ルールとして適用される。これらは、日 EU・EPA 附属書三-A の注釈 6 及び 8 に記載されている³。

5. 原産地の累積

二国間累積

第三・五条第 1 項に基づき、日本での製品の生産において材料として使用される EU 原産品は、日本の原産品と見なされる。第三・五条第 3 項に従い、施された生産工程が第三・四条で不十分と記されるいわゆる最小限の工程を超えていない場合、第三・五条第 1 項は適用されない。同じルールが、EU での製品の生産の材料として使用される日本産品にも適用される。

完全累積

協定第三・五条第 2 項に基づき、EU または日本の輸出者は、他の締約国での製品の生産においてなされた工程を考慮することができる。すなわち、非原産材料が EU において生産工程を経たが未だ原産性の取得に至っていない場合、当該工程を日本で行われた生産工程に加えて、最終製品が日 EU・EPA 附属書三-B の品目別原産地規則に基づき日本の原産性を得たか否かを評価することができる。同じことが、日本で行われた工程を考慮に入れた、EU における第三国からの材料の加工にも適用される。

第三・五条第 3 項は、施された工程が第三・四条において「十分な変更とはみなされない作業又は加工」として規定される最小限の工程を超えない場合には同条第 2 項が適用されないとしている。同様のルールが、製品の生産において EU で材料として使用される日本原産品にも適用される。不十分な作業又は加工の問題がなければ、当該材料は EU 原産と見なされる。

完全累積 – サプライヤーによる申告

どのような生産工程が行われたかを証明するため、作業または加工が行われた非原産材料

³ 訳注：原文は「注釈 6 及び 8」と記載されているが、繊維及び繊維製品の注釈については、日 EU・EPA 附属書三-A の注釈 6、7 及び 8 に規定がある。

について、サプライヤーによる申告が用いられなければならない。サプライヤーによる申告に含まれなければならない情報は、日 EU・EPA 附属書三-C に規定されている。サプライヤーによる申告は、輸送の都度、あるいは、1 年以内の同一材料の複数回の輸送のために作成できる。

他の多くの自由貿易協定が定める要件と異なり、サプライヤー申告と同じ情報を含む同等の文書も使用可能である。

6. 会計の分離

第三・八条は、生産者による代替性のある原産材料および非原産材料の会計上の分離についての方針を含むが、これらの材料は保管中に物理的に分離し続ける必要はない。

代替性のある材料と見なされるのは、最終製品の一部になると区別できなくなるような同じ技術的・物理的特性を持つ、同型で同じ商用品質の材料である。

これは、製品の生産において、原産の代替性のある材料と非原産の代替性のある材料が（混在して）使用されている場合、これらの代替可能な材料の原産性は、当該材料の個々の構成物の物理的な識別によって決定する必要はないことを意味する。その決定は、EU または日本で認められている倉庫管理方式に基づいてなすことができる。

オランダで認められている倉庫管理方式の最低要件は下記のとおりである。

- a) 代替性のある材料または製品が物理的に分離されている場合に、本来の該当数を超える製品が原産品の資格を取得することがないことが常時保証されている。
- b) 原産品の材料および非原産品の材料又は製品の数量および、それらの材料又は製品の在庫日、そして関連する原産地規則の求めがある場合は当該材料又は製品の価額を表示する。
- c) 本協定における特惠待遇の付与を受けるために、締約国の原産性の証明を必要とする顧客に対して引き渡された、代替性のある製品の数量及び代替性のある材料から生産された製品の数量、およびそのような証明を必要としない顧客に対して引き渡されたそれらの数量を表示する。
- d) 原産地申告の裏付けのため十分な原産品が入庫されたかどうかを表示する。

会計分離の適用には税関の許可が必要である。

7. 第三国経由での原産品の輸送

第三・十条は、原産品から成る貨物を、原産性を喪失することなく第三国経由で輸送できる要件を記している。これらの要件は、他の自由貿易協定の中で「直接輸送」または「非加工条項」と定められる要件に相当する。

要件とは、当該産品が第三国に留まる間は現地の税関当局の監督下であり、産品の良好な状態を保つための荷降ろしと再積み込みの処置を除き、一切の処置を行っていないことである。当該産品が EU または日本の国内規制に準拠していることを証明するため、当該物品にマークやラベルを付けることは認められる。

貨物の輸送途上での一時保管や分割は、それが輸出者あるいはその責任下で行われ、産品が現地の税関当局の監督下にある場合に可能である。

第三・十条 4 は、輸入国の税関当局の求めがあった場合に、第三・十条 1 から 3 の要件を満たしていることを示すために輸入者が使用することができる証拠を特定している。

8. 原産品の返送

配達できないなどの理由で、EU や日本以外の国に輸出された原産品が返送された場合、第三・十一条に基づき当該産品は非原産品と見なされる。ただし、EU または日本の税関当局に対して、返送された当該産品が以前に輸出された産品と同一であり、良好な状態の保持に必要な処置以外の処置が施されていないことが十分示される場合はこの限りでない。

9. 関税上の特恵待遇の要求 - 2つの選択肢

他の自由貿易協定とは異なり、輸入者は、第三・十六条 2 に基づき、関税上の特恵待遇（の要求）の際、輸入者の知識（本稿 10.を参照）または輸出者が作成した原産地に関する申告の使用（本稿 11.を参照）の 2つの選択肢に基づくことができる。

還付申請

関税法上の自由流通における製品の輸入時に特惠税率を利用しなかった場合、税関に還付のための申請を提出できる。これは、通常の条件下では、EU 関税法典第百十七条に基づき日本からの原産品のみについて可能である。日本が、EU 原産品を日本に輸入した輸入者に対しても還付の可能性を与えているか否かは、未だ明らかではない。

10. 原産地証明・輸入者の知識

輸入者の知識は、輸入者が製品の原産性に関する自らの知識に基づいて関税上の特惠待遇を要求することを可能にする。第三・十八条に基づき、当該製品の原産性に関する輸入者の知識は、当該製品の輸出者が輸入者に提供する書類またはその他の証拠に基づく必要がある。

輸入者の知識に依拠する場合、輸入者自身が製品の原産地証明（できること）について完全に責任を負う。第三・十九条に基づき、輸入者の知識を拠り所とする輸入者は、輸入者の知識に基づく請求から少なくとも 3 年間は関連するすべての証拠を保管する義務を負う。オランダでは、これには 7 年間の保管期間⁴が適用される。第三・二十一条 2 には、輸入者の知識に対する信頼性を検証するために税関が要求することができる情報が記載されている。そして、原産性の特定に必要な場合は、事後的に照会して追加情報を要求できる。

輸入者の知識に基づく関税上の特惠待遇の申請は、輸入者が税関当局からの最初の情報請求に対して 3 カ月以内に回答しない、または満足いく回答がなかった場合、第三・二四条に拠り否認され得る。また、追加の情報請求から 3 カ月以内に回答しない、または回答が不十分である場合にも、関税上の特惠待遇は否認され得る。

関税上の特惠待遇の適用申請

輸入者の知識に基づき関税上の特惠待遇を申請しますか？

その場合、関税法上の自由流通のための申告書に、下記の通りもれなく記入すること。

- 欄 34 に、「JP」
- 欄 36 に、特惠コード「300」
- 欄 44 に、証明書コード「U112」

⁴ 訳注：書類保存期間についてはオランダ関税法 9.1 が根拠規定となっている。

https://www.belastingdienst.nl/bibliotheek/handboeken/html/boeken/HD/overige_bepalingen-bewaarplicht.html#top

書類保管期間の起算日は、同法において、輸入の場合は域内自由流通のための申告が受理された年の末日、輸出の場合は輸出申告が受理された年の末日と規定されている。

毎月⁵申告書を作成しますか？その場合、申告書に下記の通りもれなく記入すること。

- 欄 E.2 に、「JP」
- 欄 E.40 に、特惠コード「300」
- 特惠書類であることの識別のため、欄 E.6 にはコード「U112」を用いること。

1 1. 原産地証明

1 1. 1. 原産地証明 - 原産地に関する申告

原産地に関する申告の作成に関しては、輸出者自らが証明する制度が選択された。「輸出者」の用語の定義から、どのような（法）人が輸出の際に原産地を申告できるかがわかる。この定義は、EU や日本の国内法を参照したものである。EU の場合、これは EU 関税法典実施規則第六十八条に整合する輸出業者を指すことから、登録輸出者システム（REX）が適用される。日本の場合、日本の「法人番号」（Japan Corporate Number）を持つ輸出者となる。

EU における登録輸出者（REX）：

- ・ 6,000 ユーロを超える原産品を含む輸送においては、輸出者は、EU 関税法典実施規則第六十八条の規定に基づき、当該輸出者が拠点を置く加盟国の税関に登録輸出者（REX）として登録する必要がある。登録後、当該輸出者は EU 原産品の日本への輸出のために原産地証明を作成することができる。
- ・ この義務は、金額が 6,000 ユーロ以下の輸送には適用されない。したがって、輸出者が原産地に関する申告を作成するために REX として登録されている必要はない。

オランダの輸出者は、税関のウェブサイトで公開されている申請書を用いて REX として登録することができる。

http://download.belastingdienst.nl/douane/docs/aan-QUEST_gereg_exporter_dol641z1fol.pdf

オランダの輸出者が REX として登録する必要があるのは一度だけである。当該輸出者は、登録輸出者による原産地証明の作成が求められるすべての協定で本登録を使用することができる。したがって、輸出者はあらゆる協定で個別に REX として登録する必要はない。

登録輸出者システム（REX）の詳細については、税関のウェブサイトを参照のこと。

第三・十七条は、輸出者は十分な証拠に基づき、製品の原産性についての原産地に関する申

⁵ 訳注：原文は「毎月」と記載されているが、同一の産品を複数回輸送する場合を指す。

告を発行することができることを定める。輸出者は同証明書の正確性について責任を負い、求めがあった場合には、申告された製品の原産性を証明できなければならない。

異なる言語の原産地申告文は、日 EU・EPA の附属書三-D に掲載されている。オランダの輸出者には、申告文の英語版のみを用いて自らの原産地証明書を作成することを推奨する。

(期間：.....から.....⁽¹⁾まで)

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号 NLREX..... (2)) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地..... (3) が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (4))

.....
(場所及び日付 (5))

.....
(輸出者の氏名又は名称 活字体によるもの)

.....
⁽¹⁾ 同一の物品の複数回の輸送に一つの原産地に関する申告を用いる場合にのみ記入すること (本稿 11.4 参照)。

記入すべき欄は日 EU・EPA の附属書三-D で詳しく説明されている。たとえば、原産地申告文 (該当する場合) には、輸出者を識別する番号を付記しなければならない。EU の輸出者の場合、これは登録輸出者 (REX) の番号である。日本の輸出者の場合、これは日本の法人番号である⁶。原産地申告には、当該物品の原産地 (「EU」又は「日本」) を表示し、適用した原産性の基準に関する情報が含まれていなければならない。

申告書に加えて、製品に適用される原産性基準に関する情報を示すアルファベットのコードまたはアルファベットと数字を組み合わせたコードの記入が必須である。

コードは、次の通り。

- A. この製品は完全に得られたものである。
- B. この製品は、原産材料のみを使用して生産されたものである。
- C. この製品は、非原産材料を使用して生産されたが、附属書三-B の次の品目別原産地規則を満たしている。

-C1 関税品目の変更 (下位分類)⁷

⁶ 日本の輸出者については、登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

⁷ 関税分類変更基準のこと

- C2 第三国（非原産）材料の最大割合または域内原産材料の最大使用率⁸に関する基準
- C3 特定の生産工程の使用（加工工程基準）
- C4（自動車および自動車部品に関する）付録三-B-1 第三節の規定の適用

D. 二国間累積⁹がある。

E. 一般的な許容限度または繊維および繊維製品に適用可能な許容限度が適用されている。

さらに、原産地に関する申告が書き込まれた文書上で明らかでない場合、申告文で発行場所と発行日付および輸出者の名前を記載する必要がある。署名は不要である。原産地に関する申告が同一の製品の複数の輸送に使用される場合（本稿 11.4 参照）、原産地証明の有効期間も記載しなければならない。

原産地に関する申告は、輸出者自身が作成したインボイス又はその他の商業書類上で、輸出者が作成することができる。第三章では「その他の商業書類」が何を指すかについて説明がないが、これは特に梱包標（パッキングリスト）や納品書（デリバリーノート）を指す。輸出者のレターヘッド付ペーパーに印字されているかどうかにかかわらず、別紙上で作成されている原産地証明では、インボイス又は（その他の）商業書類等で原産地に関する申告を記載した文書の参照（リファー）がある場合のみ、関税上の特惠待遇が適用される。

関税上の特惠待遇の適用申請

原産地に関する申告に基づき関税上の特惠待遇を申請しますか？

その場合、関税法上の自由流通のための申告書に次の通りもれなく記入すること。

- 欄 34 に、「JP」
- 欄 36 に、特惠コード「300」
- 欄 44 に、証明書コード「U110」
- 文書の識別のため、文書番号（例えば、インボイス番号）と原産地申告の発行日を記入すること。

毎月¹⁰申告書を作成しますか？ その場合、申告書に下記の通りもれなく記入すること。

- 欄 E.2 に、「JP」
- 欄 E.40 に、特惠¹¹コード「300」

⁸ 原文は、” een regel betreffende het maximale gebruik van materialen van oorsprong”（原産材料の最大使用率）と説明されているが、正しくは域内原産材料の最小価額基準

⁹ 「二国間」とは、「EU」及び「日本」を指す。EU は日 EU・EPA 上ひとつの締約国として扱われる（協定前文）

¹⁰ 訳注：原文は「毎月」と記載されているが、同一の製品を複数回輸送する場合を指す。

¹¹ 訳注：原文は「参照コード（referentiecodel）」と記載があるが、「特惠コード（preferentiecodel）」の誤りと理解されるため、「特惠コード」と訳した

- 特惠書類であることの識別のため、欄 E.6 には、GPA¹²の資料に記載されている例に従って原産地申告の発行日を記入すること（REX システムを用いる場合は、文書番号として「RX」の後に原産地申告の日付（西暦年月日の 8 桁の数字）を用いる）
- 欄 H.13 から H.16 のうち 1 つに、文書コード「U110」を記入して明示できる。

1 1 . 2 . 原産地に関する申告の有効期間

第三・十七條 4 によれば、原産地に関する申告は、輸出者によって作成された日から 12 カ月間有効である。この期間中は、輸入に際して特惠税率が適用できる。

仮に原産地に関する申告の有効期間がオランダ税関の監督下での物品の保管中に満了した場合、その有効性は「凍結」される。税関ハンドブック「8.00.00 特惠待遇の原産地と出所」¹³7.1.7「保管中の有効期限満了の防止」を参照のこと。この場合、関税法上の自由流通に移行するための申告は、保管終了後にオランダでのみ行うことができる。

1 1 . 3 . 原産地証明の代替

原産地証明は代替又は分割することができる。EU における原産地証明の代替及び分割の法的根拠は第三章では触れられていないが、EU 関税法典実施規則第 69 条で規定される。

同実施規則第 69 条 1 に基づき、元の原産地証明は、一つの貨物または貨物の一部を EU 内の別の場所に送るために、一つまたは複数の代替原産地証明書で代替することができる。元の原産地証明の代替が可能なのは、当該物品がまだ関税法上の自由流通の手続きが完了しておらず、当該物品が EU（加盟国）の税関の監督下に置かれている場合に限る。EU 関税法典実施規則第 69 条 2 に基づき、代替原産地証明書は、元の原産地証明と同じ書式で発行される場合もあれば、同実施規則第 101 条が規定する代替原産地証明書の書式で発行される場合もある。例外的¹⁴に、原産地証明書は移動証明書「EUR.1」によっても代替可能であ

¹² 訳注：自動定期税関申告（Geautomatiseerde Periodieke Aangifte）を指すと思われる。GPA の資料は以下で参照できる（オランダ語）。

https://download.belastingdienst.nl/douane/docs/informatie_geautomatiseerde_opgave_entrepot_do0881z11fd.pdf

¹³

https://www.belastingdienst.nl/bibliotheek/handboeken/html/boeken/HDU/preferentiele_oorsprong_en_herkomst-opslag_ouder_douanetoezicht_en_vervangen.html

¹⁴ これに関連して、物品の再販者は 6,000 ユーロを超える輸送においては REX として登録されているか、元の原産地証明を代替原産地証明書に添付する必要がある。再販者がこれらの選択肢に従えない（または従いたくない）場合には、（代替）移動証明書「EUR.1」を使用することができる。

る。

関税上の特惠待遇の申請が輸入者の知識に基づく場合、(代替可能な) 特惠原産地証明は使用されない。このため、原産地証明書の代替は選択肢にならない。関税上の特惠待遇の申請が第三・十六条 2 (a) で規定する原産地証明に基づく場合は、(代替) 原産地証明書または税関が発行した移動証明書「EUR.1」で代替できる。

元の輸送のうち分割する原産品の合計金額が 6,000 ユーロ以下の場合、再販者は REX として登録する必要がないため、常に代替原産地証明書で代用できる。

当該輸送に含まれる原産品の合計金額が 6,000 ユーロを超える場合、代替原産地証明書を作成するため、再販者は REX として登録しなければならない。6,000 ユーロを超える輸送で物品の再販者が REX として登録していない場合は、元の原産地証明を代替原産地証明書に添付するか、または税関当局により元の原産地証明を EUR.1 の移動証明書で代用することができる。

代替原産地証明書は、元の証明書が作成された日から 12 カ月間有効である。

1 1 . 4 . 同一製品の複数回の輸送のための原産地に関する申告

原産地に関する申告は、第三・十七条 5 に基づき、同一製品の輸送毎または複数回の輸送に対して作成することができる。「同一の製品」の概念は、製品がすべての点において原産地証明上の製品説明と同一でなければならない、同一の方法でそれらの原産性を取得していなければならないことを意味する。従って、同一製品の複数回の輸送について原産地に関する申告を作成できるためには、関連する商業文書における製品の説明ができる限り明確であることが重要である。

同一製品の複数回の輸送のための原産地に関する申告を作成できるためには、常に REX としての登録が必要である。原産地に関する申告を同一製品の複数回の輸送に関連付ける場合、その有効期間を原産地に関する申告に記さなければならない。最長の有効期間は、最初の原産地申告の作成時点から 12 カ月である。これにより、当該原産地申告は、申告文上で特定した期間内において、同一の製品のすべての輸入に対して有効となる。同一製品の複数回輸送にかかる原産地申告は、遡及的に作成することはできない。

当該申告の有効期間中、輸入者は一同一製品の複数回の輸送のための原産地に関する申告に加えて一当該製品が元の原産地申告が指す製品と同一であることを証明する必要がある。

オランダにおいて法的に求められている 7 年間の保存期間¹⁵は、同一製品の複数回の輸送のための原産地に関する申告の有効期間の終了日から起算する。

関税上の特惠待遇の適用申請

同一製品の複数回の輸送について、一つの原産地に関する申告を使用しますか？
その場合、関税法上の自由流通のための申告書に次の通りもれなく記入すること。

- 欄 34 に、「JP」
- 欄 36 に、特惠コード「300」
- 欄 44 に、証明書コード「U111」
- 文書の識別のため、初回の（原産地申告を付した）文書の文書番号（例えば、インボイス番号）と原産地申告の発行日を記入すること。

毎月¹⁶申告書を作成しますか？ その場合、申告書に次の通りもれなく記入すること。

- 欄 E.2 に、「JP」
- 欄 E.40 に、特惠コード「300」
- 特惠書類であることを識別するため、欄 E.6 には、原産地申告の発行日を GPA¹⁷の情報に記載されている例に従って記入すること（REX システムを用いる場合は、文書番号として「RX」の後に原産地申告の日付（西暦年月日の 8 桁の数字）を用いる）
- 欄 H.13 から H.16 の 1 カ所に、文書コード「U111」を記入して明示できる。

1 2. 裏付け資料の保管

第三・十九条 2 に拠り、原産地に関する申告を作成したすべての輸出者は、原産地に関する申告およびその作成された原産地に関する申告の根拠となる資料の写しを保管しなければならない。原産地に関する申告及びその記録は、当該申告の作成から最低 4 年、または輸出締約国の定めがある場合はそれ以上の期間保管されなければならない。オランダでは、この保管期間は 7 年間で適用される¹⁸。

輸出者がサプライヤーからの書面による（サプライヤー）宣誓に基づいて原産地に関する申告を作成すると、当該サプライヤーはすべての関連データ（根拠）を保存しなければならない

¹⁵ 脚注 4 参照

¹⁶ 訳注：原文は「毎月」と記載されているが、同一の製品を複数回輸送する場合を指す。

¹⁷ 訳注：自動定期税関申告”Geautomatiseerde Periodieke Aangifte”を指すと思われる。GPA の資料は以下で参照できる（オランダ語）。

https://download.belastingdienst.nl/douane/docs/informatie_geautomatiseerde_opgave_entrepot_do0881z11fd.pdf

¹⁸ 脚注 4 参照

い。

関税上の特惠待遇の申請を行った各申請者は、必要な場合は原産地に関する申告の写しを含め、製品の輸入に関連する書類を保持する義務がある。原産地に関する申告および書類は、特惠待遇が付与された日¹⁹から最低 3 年、または輸入締約国の定めがある場合はそれ以上の期間保管されるものとする。オランダでは、この保管期間は 7 年間²⁰とされている。

1 3. 小口輸送および旅客手荷物についての免除

第三・二十条に従い、輸入される物品で、(旅行手荷物の一部であるかどうかにかかわらず) 小口で非商用の少額なものは、原則として、原産地に関する申告や輸入者の知識なしに原産品と見なされ、関税上の特惠待遇が適用される。

「少額」の概念は、オランダへの小口個人輸送における 500 ユーロ以下の物品、そして、旅行手荷物の一部における 1,200 ユーロ以下の物品の輸入を指す。日本では、どちらの場合でもその上限は基本的に 10 万円以下である。

EU または日本は、原産地に関する申告の要件を回避する意図があると合理的に推測できる一連の貨物の一部である貨物に対して、小口の個人的な輸送のための例外規定を(旅行手荷物の一部であるかどうかにかかわらず) 適用しないことを決定できる。

1 4. 税関の管理下にある輸送者および物品についての経過規定

日 EU・EPA の発効前に日本から EU 内の仕向地に輸出され(逆も同様)、同 EPA の発効日以降²¹でまだ輸送中または(保税倉庫内など) 税関監督下にある製品の輸入には、関税上の特惠待遇を適用できる。無論、輸入時に関税上の特惠待遇を申請するにあたっては、日本または EU 原産であることが証明できなければならず、日 EU・EPA に基づく他のすべての義務が満たされなければならない。この経過規定の有効期間は、発効日から 12 カ月である。

日 EU・EPA の発効の前後に EU への輸送中または EU において通関手続中にある物品に

¹⁹ 協定上の起算日は「産品を輸入した日」と規定される。

²⁰ 脚注 4 参照

²¹ 原文は「以降 (after)」として説明されているが、協定上は「発効日時点」として規定される。

については、日本の輸出者は事後的に、自らが作成したセールス・インボイスの写しまたは自らがそれ以前に作成した当該製品についての商業書類の写し上に、原産地に関する申告を作成することができる。この場合、原産地に関する申告の作成日が原産地に関する申告に記載されていないならば、それは日 EU・EPA の発効日より前であってはならない。

15. さらなる情報

この通達について質問がある場合は、原産地課のヘルプデスクに電子メールで問合せをすることができる。

Email: helpdesk.oorsprongzaken@belastingdienst.nl

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569